別紙１

令和 　 年 　 月　 日

**保護者様**

羽村市立　　　　学校長

**学校において予防すべき感染症による出席停止について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学校において予防すべき感染症 | 出席停止期間 |
| 第　一　種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(ＳＡＲＳ)、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第　二　種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）※インフルエンザは別紙２にて報告して下さい。 | 発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス感染症※新型コロナウイルス感染症は別紙２にて報告して下さい。 | 発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有な咳が消失するまで又は５日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 風疹（三日ばしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後２日を経過するまで |
| 結核 | 病状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 | 病状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで |
| その他の感染症 | 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など | 場合により、学校が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として取り扱うことがあります |

お子様は、学校保健安全法第十九条の規定により、出席停止（休んだ期間は欠席扱いになりません）となりますので、お知らせいたします。医師から登校許可が出ましたら、下記の登校許可書に記入していただき、最初の登校日に提出してください。

**学校長様**

**登校許可書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　組　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　病名

　　上記の病気が治癒し感染のおそれがないので、 　　　月　　　日より登校して差し支えないことを証明します。

　　令和　　　年　　月　　日　　　　　　　　医療機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医師名